



総合計画審議会の様子

第4期  
恵庭市総合計画  
参考資料

C O N T E N T S

● 諮問書及び答申書 .....	168
● 策定体制 .....	169
● 恵庭市総合計画審議会委員名簿 .....	169
● 策定経過 .....	170
● 恵庭市総合計画審議会条例 .....	171

■ 諮問書及び答申書

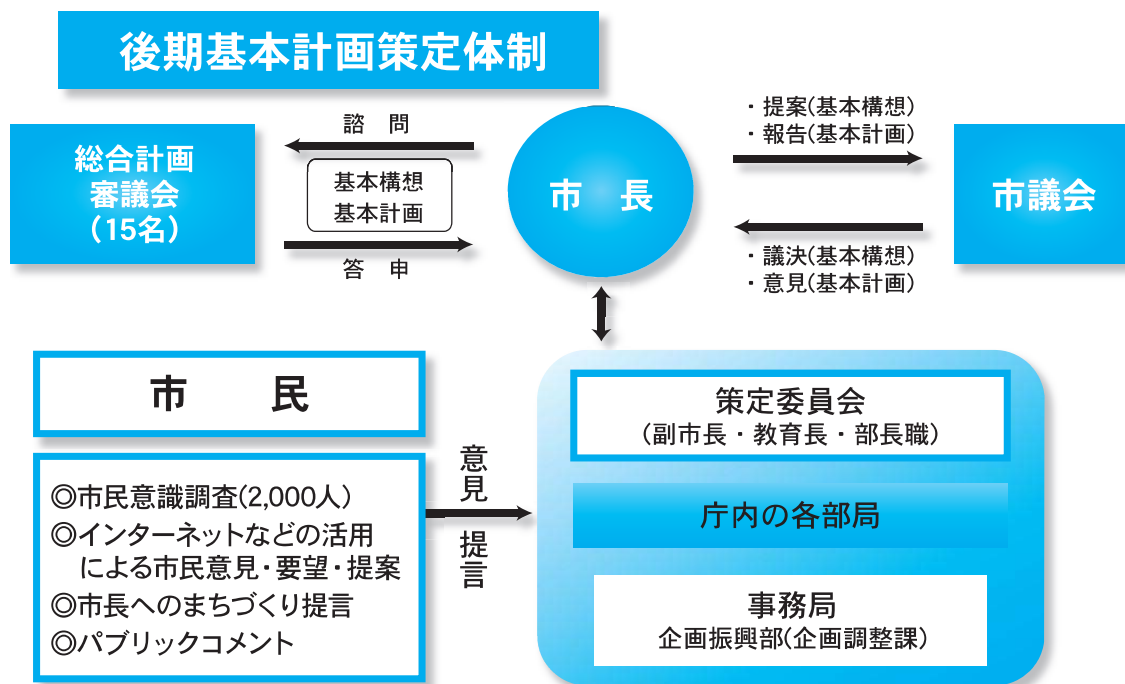
■ 諮問書

	惠企企 第 103 号 平成 22 年 11 月 10 日
惠庭市総合計画審議会 会長 村 本 隆 二 様	
	惠庭市長 原 田 裕
第 4 期惠庭市総合計画について（諮問）	
第 4 期惠庭市総合計画について、惠庭市総合計画審議会 条例第 2 条第 1 項の規定に基づき諮問いたします。	
記	
1. 第 4 期惠庭市総合計画後期基本計画	
2. 基本構想の見直し	
計画想定人口	71,000人
子ども未来重点施策	削除

■ 答申書

	平成 22 年 11 月 19 日
惠庭市長 原 田 裕 様	
	惠庭市総合計画審議会 会長 村 本 隆 二
第 4 期惠庭市総合計画について（答申）	
平成22年11月10日に諮問のありました「第 4 期惠庭市総合計画」 について、当審議会では慎重に審議を行い、基本構想及び基本計画 として下記のとおり答申いたします。	
記	
1. 第 4 期惠庭市総合計画後期基本計画	
2. 基本構想の見直し	
計画想定人口	71,000人
子ども未来重点施策	削除

■ 策定体制



■ 恵庭市総合計画審議会委員名簿

氏名		現職
会長	村本隆二	恵庭商工会議所会頭
副会長	永田正則	恵庭市社会福祉協議会副会長
委員	松尾道義	道央農業協同組合代表理事組合長
委員	山吹倫子	恵庭市文化協会
委員	丹伊田哲也	恵庭市体育協会理事長
委員	高野和男	恵庭市校長会
委員	鏡 貢	恵庭市町内会連合会会長
委員	遠藤雅久	恵庭市老人クラブ連合会会長
委員	村本隆雄	恵庭青年会議所理事長
委員	檜物谷美代	恵庭商工会議所女性会
委員	広橋幸枝	恵庭市地域女性連絡会
委員	佐々木明美	大学講師
委員	瀬戸口剛	北海道大学大学院教授
委員	※ 武藤光一	一般公募
委員	※ 吉田真一	一般公募

注1) 現職は委員在任中のもの

注2) ※は、恵庭市総合計画審議会条例第4条に基づき委嘱された臨時委員

■ 策定の経過

- 平成21年7月14日～7月31日 ■ 市民意識調査の実施  
※アンケート調査対象：16歳以上の市民2,000人（回収率47.0%）
- 平成22年2月1日～ ■ 後期基本計画策定に向けた施策・事業調査の実施
- 7月1日 ■ 第1回策定委員会  
※副市長を委員長とする策定委員会を庁内に設置
- 7月9日 ■ 第2回策定委員会
- 7月26日 ■ 第3回策定委員会
- 7月26日 ■ 総合計画審議会で審議（第1回）
- 8月4日 ■ 総合計画審議会で審議（第2回）
- 8月26日 ■ 総合計画審議会で審議（第3回）
- 9月6日 ■ 総合計画審議会で審議（第4回）
- 9月15日 ■ 後期基本計画策定についての職員説明会
- 9月15日～ ■ 庁内公募職員による「PR版作成スタッフ」の活動開始
- 9月21日～10月21日 ■ パブリックコメントの実施
- 10月5日 ■ 市議会「総務文教常任委員会」へ後期基本計画（素案）を説明
- 10月25日 ■ 第4回策定委員会
- 11月2日 ■ 市議会「総務文教常任委員会」で審議
- 11月10日 ■ 総合計画審議会へ諮問（第5回）  
※基本構想の一部変更及び後期基本計画について諮問
- 11月19日 ■ 総合計画審議会より基本構想の一部変更、基本計画の答申を受ける
- 11月30日 ■ 平成22年第4回定例市議会に「基本構想の一部変更」を上程  
※後期基本計画（案）を資料として提出
- 12月8日 ■ 市議会「総務文教常任委員会」で審議
- 12月14日 ■ 「基本構想の一部変更案」議決
- 平成23年3月8日 ■ 市議会「総務文教常任委員会」へ後期基本計画を報告

## ■ 恵庭市総合計画審議会条例

昭和46年6月14日  
(条例第11号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、13名とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国及び道の行政機関並びに公共機関の職員

3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—(省略)—

附 則 (平成10年3月31日条例第11号)

この条例は、平成10年4月10日から施行する。



### ■市章

漁川・島松川の2つの川の流域に位置する恵み豊かな地域を表し、組み合わされた輪郭の線は、2つの流れを型取っている。また、二つの輪は「庭」に通ずるところから、中心の「恵」とともに市名を表している。



### ■市の木 イチイ(オンコ)

市の木イチイは四季を通じて緑葉を残し、風雪に耐え抜く力強さは長寿の象徴とされている。



### ■市の花 スズラン

初夏の訪れとともに、島松原野にはスズランの花が咲き誇ります。スズランは「幸福の花」とも呼ばれ、多くの市民に親しまれている。



### ■市の鳥 カワセミ

日本全国の池や湖に生息していますが、夏の訪れとともに恵庭の川でもその美しい姿を見ることが出来る。

## 第4期 恵庭市総合計画・後期基本計画

---

発 行 2011年3月

編 集 恵庭市企画振興部

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131

印 刷 株式会社 北海道機関紙印刷所

---

